

幕別町の財政状況をお知らせします

令和5年度決算報告

令和5年度決算がまとまり、9月に開かれた町議会で認定されました。一般会計の歳入から歳出を引いた収支は、4億5117万円の黒字となり、前年度比較では、歳入で2億691万円の減（1.1%減）、歳出で1億4183万円の増（0.8%増）となりました。

過去の財政状況については、町ホームページに掲載しています。

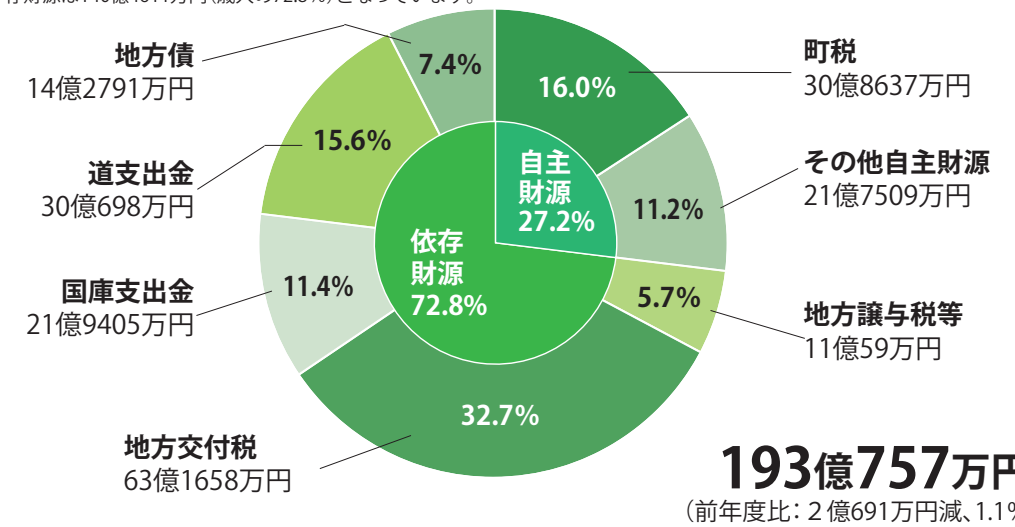
問 政策推進課（☎ 54-6610）

過去の財政状況



歳入（一般会計）

歳入全体のうち、町自身で確保できる町税などの自主財源は52億6146万円（歳入の27.2%）で、地方交付税や国庫（道）支出金などの依存財源は140億4611万円（歳入の72.8%）となっています。



町民1人当たりが負担したお金
(町税※法人にかかる税金も含む)

12万1425円

※令和6年3月末の人口
(25,418人)で計算

町民税 5万9246円

固定資産税 5万498円

軽自動車税 3618円

町たばこ税 7649円

入湯税 414円

歳出（一般会計）

総務費 15億7733万円
庁舎や近隣センターなどの公共施設の維持管理、新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策、統計などにかかったお金

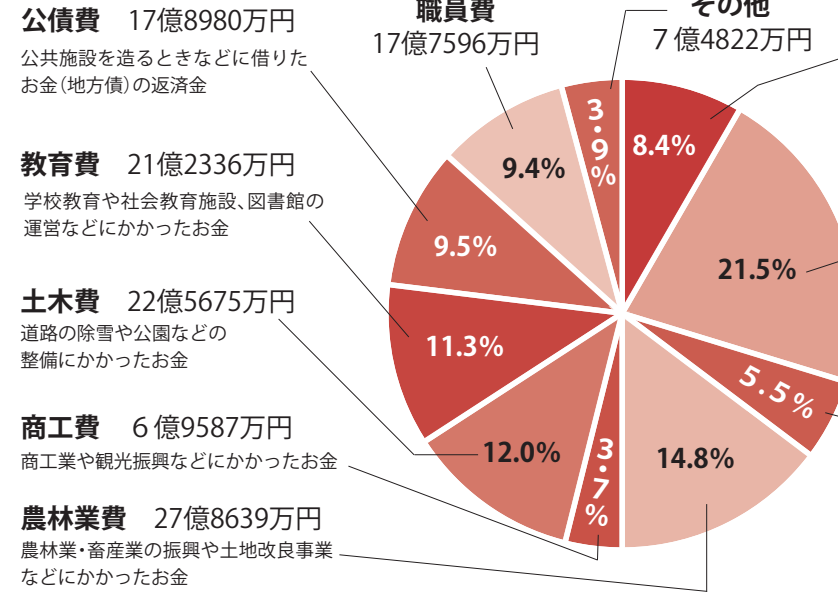
総務費は高度無線環境整備推進事業の皆減などにより、6億8948万円減少しました。

民生費 40億6051万円
高齢者や障がい者などの医療・福祉、子育て支援などにかかったお金

民生費は札内青葉保育園建設費補助事業の皆減やふれあいセンター福寿改修工事の減などにより、1億3527万円減少しました。

衛生費 10億4222万円
健康診断や予防接種などの保健衛生、ごみ処理などの環境衛生にかかったお金

188億5640万円
(前年度比：1億4183万円増、0.8%増)



町民1人当たりに使われたお金

74万1852円

※令和6年3月末の人口(25,418人)で計算

総務費 6万2055円

民生費 15万9749円

衛生費 4万1003円

農林業費 10万9623円

商工費 2万7377円

土木費 8万8786円

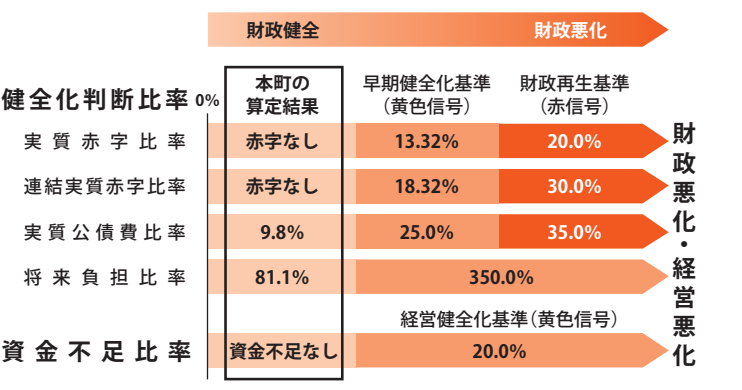
教育費 8万3537円

公債費 7万415円

職員費・その他 9万9307円

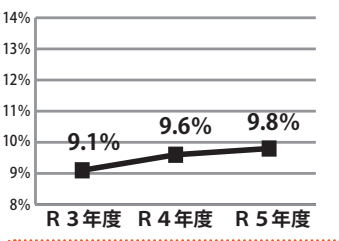
◆健全化判断比率と資金不足比率

令和5年度決算をもとに「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による財政の健全化度を算定しました。どの指標も国の基準を下回り、本町の財政状況は健全であるという結果となりました。

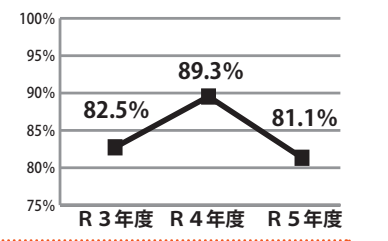


※資金不足比率の対象：簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業、農業集落排水事業、水道事業

◆実質公債費比率の推移



◆将来負担比率の推移



用語の説明

・実質赤字比率
一般会計を中心とした赤字の割合

・連結実質赤字比率
一般会計のほか、特別会計も含めた全会計の赤字の割合

・実質公債費比率
年間の借金返済額の割合

・将来負担比率
将来に負担が見込まれる負債（借金）の割合

・資金不足比率
公営企業ごとの資金不足額の割合

◆令和5年度に行った主要な事業

1 協働と交流で住まいる	
マイホーム応援事業	4320万円
2 特色ある産業で住まいる	
持続的畑作生産体系確立緊急対策事業	8674万円
3 人がいきいき住まいる	
保健福祉センター長寿命化改修事業	7663万円
4 豊かな学びと文化、スポーツで住まいる	
小・中学校長寿命化改修事業	5億6928万円
アイヌ文化拠点空間整備事業	5563万円
5 自然との調和で快適な住まいる	
公営住宅建設事業	5億7325万円
地球温暖化対策推進事業	2558万円

◆令和5年度に行った主な新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策支援事業

1 福祉・介護・子育て分野	
非課税世帯応援給付金給付事業	3億3933万円
福祉・医療施設等物価高騰対策支援事業	756万円
生活応援給付金給付事業	6735万円
2 教育分野	
学校教育施設維持管理事業	860万円
3 経済・建設分野	
まくPayポイント還元事業	2246万円
まくPay行政ポイント付与システム改修事業	97万円
酪農・畜産経営緊急安全対策事業	6101万円
水道料金負担軽減対策支援事業	3072万円

◆会計別の決算状況

	歳入(A)	歳出(B)	差引(A-B)
一般会計	193億757万円	188億5640万円	4億5117万円
国民健康保険	29億2336万円	29億883万円	1453万円
後期高齢者医療	4億7585万円	4億7409万円	176万円
介護保険	29億5957万円	26億9760万円	2億6197万円
簡易水道	6億4573万円	5億8856万円	5717万円
公共下水道	13億3084万円	13億4059万円	-975万円
個別排水処理	2億1955万円	2億1788万円	167万円
農業集落排水	8507万円	8586万円	-79万円
合計	279億4754万円	271億6981万円	7億7773万円

一般会計の歳入(A)と歳出(B)の差引(A-B) 4億5117万円のうち、2億4117万円を令和6年度に繰り越し、1億6000万円を財政調整基金に、5000万円を減債基金に積立(貯金)しました。

◆地方債

道路や公園、学校など長期間にわたって使用する公共施設の整備には多額の費用が必要です。そのため、整備費用の一部を地方債(借金)で賄い、単年の負担を小さくし、何年にもわたって返済することで、施設を利用する全ての世代に整備費用を公平に負担してもらうことができます。

	令和4年度	令和5年度
借入額	17億3683万円	14億2791万円
返済額	18億6115万円	17億2330万円
地方債残高	179億8561万円	176億9022万円

◆基金

大幅に収収が減少した場合や災害など予定外の支出に備える「財政調整基金」や、地方債の返済に備える「減債基金」、特定の目的を達成するために使用する「特定目的基金」があります。

	令和4年度	令和5年度
財政調整基金	13億7100万円	16億200万円
減債基金	1億7897万円	3億3044万円
特定目的基金	13億2288万円	10億9642万円
基金残高	28億7285万円	30億2886万円

※それぞれの基金は、各年度末(3月末)現在の残高

職員給与費の状況(令和5年度決算)			
区分		普通会計	企業会計
職員数(A) 企業会計は一部職員を除く		327人	3人
給与費	給料	10億2011万5000円	1183万8000円
	職員手当	2億2016万2000円	335万円
	期末・勤勉手当	3億6690万9000円	525万2000円
	計(B)	16億718万6000円	2044万円
1人当たりの給与費(B/A)		491万4000円	681万3000円

※職員手当には退職手当を含んでいません。

職員の研修の状況(令和5年度)		
職員研修は、町行政を担う職員一人ひとりが、住民との協働の町づくりを考え、効率的かつ効果的な行政運営に努めるため、職員の資質の向上を図ることを目的に実施しています。		
区分	内容	延べ参加人数
職場研修	業務上必要な専門知識などの習得を目的に実施する研修	614人
特別研修	国などへの派遣研修、各種研修機関が実施する研修	128人
自主研修	職員の自主的なプログラムに基づき行う研修	4人

休暇・休業の状況	
職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（育児、忌引、夏季休暇など）、介護休暇などがあります。年次有給休暇は年間20日間付与され、その年に使用しなかった日数がある場合は、20日を超えない範囲で翌年に繰り越すことができます。	
令和5年の職員1人当たりの平均取得日数は、13.1日でした。また、育児休業取得者は13人となっています。	
退職管理の状況	
町職員を退職し、営利企業などに再就職した元職員による、離職前の職務に関する現職職員への働きかけは禁止されています。	
令和5年度については、該当がありませんでした。	

勤務時間の状況		
1週間の勤務時間		38時間45分
1日の勤務時間		7時間45分
勤務時間の割振	始業時刻	午前8時45分
	終業時刻	午後5時30分
	休憩時間	正午～午後1時
	週休日	土・日曜

人件費の状況(令和5年度決算)		
区分	普通会計	企業会計
歳出額(A)	188億3499万2000円	5億717万3000円
人件費(B)	25億6483万円	2426万円
人件費率(B/A)	13.6%	4.8%
(参考) R4人件費率	14.0%	4.8%

※人件費は、職員の給料および共済費の総額のほか、町議会議員や審議会などの委員に支払う報酬を含んでいます。

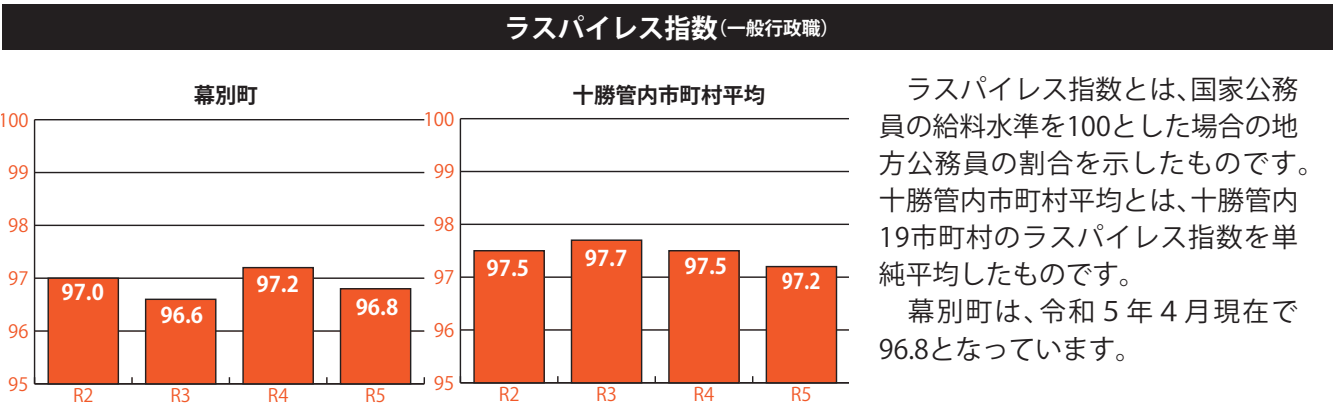
分限処分と懲戒処分の状況	
分限処分とは、勤務実績が良くない場合や心身の故障などの理由で、職務が十分に果たせないなどの場合に、公務能率の維持を目的に職員に対して行う処分です。また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図ることを目的として行う制裁的処分です。	
令和5年度は、分限処分（休職）7件、懲戒処分（戒告）1件を行いました。	
公平委員会の状況	
公平委員会とは、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため、職員からの措置要求などを審査する独立した機関です。	
職員は、この公平委員会に対し、勤務条件に関する措置の要求や不利益処分に対する不服申し立てなどを行うことができますが、令和5年度については、該当がありませんでした。	
人事評価の状況	
職員一人ひとりの勤務実績や能力について公正かつ的確に評価し、その結果に基づく人事管理を行うことで、公務の能率的かつ適正な運営を確保して組織の活性化につなげることを目的に実施しています。	
組織全体のさらなる能力向上を目指します。	

町職員の人事行政・給与などを公表します

人事行政における公平性と透明性を高めるため、「幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、町職員の給与や職員数、勤務条件などを公表します。

※詳細は、役場1階ロビー、札内支所、忠類総合支所で閲覧することができます。また、町ホームページ「町政情報」にも掲載しています。

問総務課総務係 ☎ ☎ 54-6608



平均給料額、平均年齢など(一般行政職)			
職員の給料は、職務の内容と責任に応じた級と号から成り立つ給料表に定められています。			
区分	令和5年度	令和6年度	
平均給料月額	29万2600円	30万4600円	
平均年齢	40.7歳	41.2歳	
初任給	大卒	18万5200円	19万6200円
	高卒	15万4600円	16万6600円

※各年4月1日現在

特別職の給料などの状況			
	区分	令和5年度	令和6年度
給料	町長	83万円	83万円
	副町長	68万4000円	68万4000円
	教育長	60万8000円	60万8000円
報酬	議長	32万3000円	32万3000円
	副議長	25万8000円	25万8000円
	常任委員長	23万1000円	23万1000円
	議員	21万2000円	21万2000円

※各年4月1日現在

職員数の状況				
部	門	令和5年度	令和6年度	前年度比較
一般行政部門				
議	会	4人	4人	0人
総	務	64人	63人	△1人
税	務	14人	14人	0人
民	生	52人	54人	2人
衛	生	18人	20人	2人
労	働	1人	1人	0人
農	林	26人	25人	△1人
商	工	5人	5人	0人
土	木	20人	20人	0人
特別行政部門				
教	育	30人	28人	△2人
公営企業等会計部門				
水	道	5人	6人	1人
下	水	6人	4人	△2人
そ	の	12人	13人	1人
合	計	257人	257人	0人

※各年4月1日現在
※職員数は、すべての会計に属する職員数であり、非常勤職員を除いています。
※令和6年4月1日から、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定によるフルタイム会計年度任用職員として85人を任用しました。

11月9日は119番の日 ～いざという時のために～

119番通報 4つのポイント

1 災害の種類

火災・救急・それ以外の災害かはっきり伝える！

2 住所(市町村名から番地まで)

住所が分からなければ、目標となるものを伝えたり、スマートフォンを活用したりする。

3 災害の内容

- ・火災 何が燃えている？ どのくらい？
- ・救急 傷病者の状態（人数、呼吸、出血など）

4 通報者の氏名、電話番号

様態の変化、場所の確認などで、折り返し電話がくる場合があります。

119番映像通報システムについて

7月1日から119番映像通報システムの運用が始まっています。119番通報の際、本システムの利用を依頼する場合がありますのでご協力願います。

119番通報例



119番映像通報システム



住所が分からないとき

▶目標物
橋、建物、バス停などを伝えましょう。

▶GPSの活用
スマートフォンや車のGPSで住所を伝えましょう。

▶自動販売機
自動販売機には住所ステッカーが貼られているので、活用しましょう。

▶高速道路のキロポスト
高速道路上であれば、キロポストの数字を伝えましょう。

災害情報

火災などの災害情報は、とかち広域消防局のホームページから確認できます。
HP <http://fire-tokachi.info/>



問とかち広域消防局情報指令課(☎026-9127)

「救急医療情報キット」で緊急時に備えましょう

自宅で具合が悪くなり、救急車を呼んだときなどの緊急時に、本人や家族から詳しい情報が聞けない状況でも救急隊員に医療情報を伝え、迅速な救急医療活動に役立つ「救急医療情報キット」を無料で配布しています。

救急医療情報キットに緊急連絡先や持病の有無、かかりつけ医などの情報を記入して自宅の冷蔵庫に保管しておき、もしもの場合に備えましょう。

- ▶配布対象者 65歳以上の方のみの世帯（一人暮らしを含む）
障がいのある方
健康上不安のある方

▶申請・配布場所 福祉課、札内支所、糠内出張所、ふれあいセンター福寿

問福祉課社会福祉係(☎54-6612)

【救急医療情報キットの内容】



さいわい町整体施療院

肩こり・首のこり・膝痛・腰痛・骨盤矯正等

- 全身 60分 3,500円 完全予約制
- 営業時間 午前9時～午後8時（予約受付午後7時迄）
- 定休日 水曜日 ●住所 幕別町幸町41（藤原）

☎090-8633-9063

不用品のことならまとめておまかせ!

- 引越しゴミ、粗大ゴミ ●訳ありゴミ
- 故人の遺品整理 ●物置の整理、解体撤収作業

家電のリサイクルも受付中!

高価買取も
あります
見積もり
無料
有限会社 鈴屋
幕別町札内中央町330-57 担当者TEL090-2071-3561

有料広告

運転免許証自主返納・運転経歴証明書 交付申請の出張窓口を開設します

運転免許証の自主返納を考えている方で、帯広運転免許試験場や帯広警察署まで行くことが困難な方のために、帯広警察署と連携して出張窓口を開設します。この機会に、ぜひ運転免許証の返納について検討してください。



- 手続きには本人が来場してください。
- 免許証を返納した時点で、自動車を運転することができなくなります。来場には公共交通機関などを利用してください。

地区	日にち	時 間	場 所
忠類地区	11月26日(火)	午前の部 午後の部	午前10時～正午 午後1時～2時30分
幕別地区	11月27日(水)	午前の部 午後の部	午前10時～正午 午後1時～2時30分
札内地区	11月28日(木)	午前の部 午後の部	午前10時～正午 午後1時～3時

予約受け付け

当日受け付けはできませんので、必ず事前に予約してください。

免許返納する方は
こちらをチェック!

▶受付期間

忠類地区 11月1日(金)～20日(火) 午前8時45分～午後5時30分
幕別地区 11月1日(金)～21日(水) 午前8時45分～午後5時30分
札内地区 11月1日(金)～22日(木) 午前8時45分～午後5時30分

▶申込先

幕別地区・札内地区…防災環境課交通防犯係(☎54-6601)
忠類地区…忠類総合支所地域振興課住民生活係(☎8-2111)

運転免許証の自主返納

出張窓口では全ての免許の種類を取り消す場合のみ対応します。

▶対象者

- 町内に居住し、運転免許証を保有している方で、次のいずれにも該当しない方
- ①免許の有効期限が切れている方
 - ②免許の取り消し基準に該当している方
 - ③免許停止中の方または免許停止の基準に該当している方
 - ④再試験の基準に該当している方

▶持ち物

運転免許証

運転経歴証明書の申請

運転経歴証明書は、運転免許証を自主返納した方に発行する公的な身分証明書です。出張窓口で併せて申請できます。

▶対象者

- ①今回の出張窓口で自主返納した方
- ②返納・失効してから5年以内の方

▶持ち物

- ①北海道収入証紙1,100円分(発行手数料)
※町内で購入できる場所…北洋銀行幕別支店、札内農協金融窓口、忠類農協金融窓口
- ②申請用写真(3cm×2.4cm) ※会場で無償で撮影することもできます。
- ③運転免許証を返納済みの方は、住所と生年月日の記載がある身分証明書

▶交付方法

- ①各窓口での受け取り
- ②自宅への郵送(郵送代は申請者負担)
※郵送には返信用のレターパックプラス(600円/赤色)が必要です。
事前にお近くの郵便局で購入して会場までお持ちください。



問防災環境課交通防犯係(☎54-6601)、忠類総合支所地域振興課住民生活係(☎8-2111)

健康保険証

（国民健康保険・後期高齢者医療制度）の廃止について

マイナンバーカードと健康保険証利用に関するお問い合わせはこちら

マイナポータル
はこちら



5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間
（年末年始を除く）

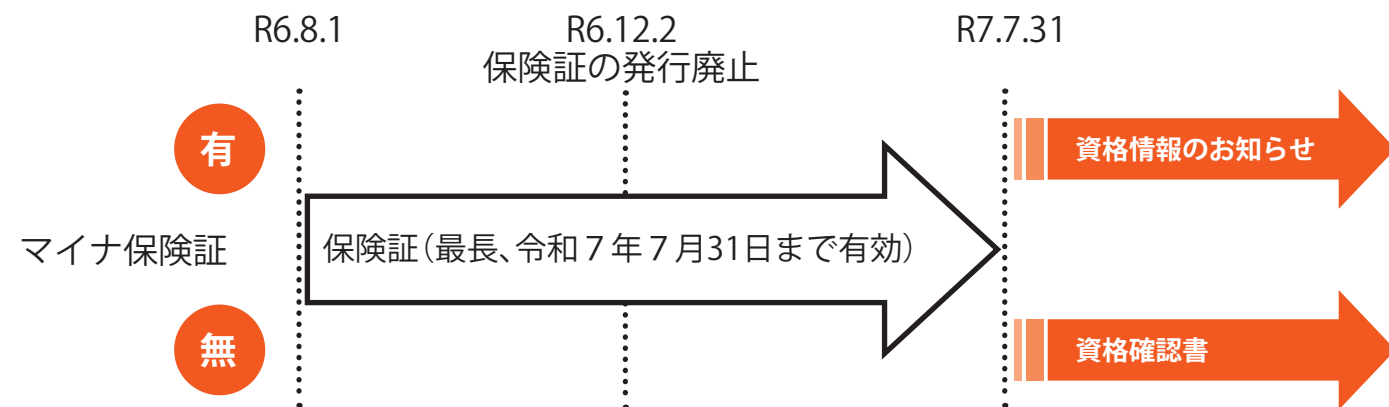
平日：午前9時30分～午後8時
土日祝日：午前9時30分～午後5時30分



広報8月号でもお知らせしましたが、国から示されたマイナンバーカードと保険証の原則一体化に基づき、これまでの保険証は12月2日⑥に廃止されます。マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）をお持ちかどうかで医療機関での受付の仕方が変わりますのでご注意ください。国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方でマイナ保険証をお持ちでない方には、お手元にある保険証が使えるようになる前に、「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。

マイナ保険証をお持ちの方	○マイナ保険証を医療機関に提示してください。 ○資格の確認のために「資格情報のお知らせ」を交付します。
マイナ保険証をお持ちでない方	○保険証に代わる「資格確認書」を申請によらず交付します。 ○保険証廃止後は、資格確認書を医療機関に提示してください。

令和6年8月1日以降の資格確認書等の発行イメージ



※令和6年12月2日以降、新規の資格取得や保険証の紛失により再発行が必要になった場合、その時点から「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を発行します。

◆マイナ保険証を活用するメリット

- 手続きなしで高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除される
- 過去のお薬情報や健診結果をもとに、より良い医療を受けることができる
- マイナポータルで自身の医療費情報を確認できるなど、メリットがたくさんあります。ぜひマイナ保険証をご活用ください。

マイナ保険証を使用するには、利用登録が必要です。顔認証付きカードリーダーのある医療機関・薬局の受付やご自身のスマートフォン（マイナポータル）などから登録できます。

☎住民課国保医療係（☎54-6602）

12月6日から

住民票などがコンビニで取得できるようになります

12月6日⑥から、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末（マルチコピー機）で、「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」、「各種税証明書」が取得できるようになります。夜間や休日などの役場閉庁時でも証明書が取得できますので、マイナンバーカードをお持ちの方はぜひ便利なコンビニ交付サービスを利用してください。

◆コンビニ交付サービスを利用できる方

- 幕別町に住民登録をしている方
- 利用者証明用電子証明書を搭載（4桁の暗証番号を設定）したマイナンバーカードを持っている方

◆コンビニ交付サービスで取得できる証明書

- 住民票の写し（本人、世帯全員、世帯の一部）
- 印鑑登録証明書（本人のみ）
- 所得証明書（児童手当用は除く）
- 課税証明書
- 納税証明書
- ※住民票コードやマイナンバーを記載した住民票は取得できません。
- ※印鑑登録証（赤色の手帳）は必要ありません。
- ※転出（予定）者や死亡者の除票および印鑑登録証明書は取得できません。
- ※閲覧制限をしている方の証明書は取得できません。

◆証明書発行手数料

- 1通につき300円

◆利用可能時間

- 午前6時30分から午後11時まで（店舗の営業時間内）
- ※緊急のシステムメンテナンスなどで利用できない場合があります。

◆必要なもの

- マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書の暗証番号4桁が必要）

◆マイナンバーカードを作るには

地方公共団体情報システム機構から送付されている「個人番号カード交付申請書」を持っている場合は、郵送による申請やパソコン、スマートフォンによるオンライン申請、店舗等に設置されているマイナンバーカード申請対応の証明写真機から申請することができます。

個人番号カード交付申請書を持っていない、または申請の仕方が分からない場合は、役場窓口でも申請することができるので問い合わせください。なお、役場窓口で申請する場合は、本人確認のできる運転免許証や健康保険証などを持参してください。

☎住民課戸籍住民係（☎54-2288）



お住まいの市区町村に関わらず、全国のコンビニエンスストア等で取得できます。
（端末を設置していない等の理由により、一部ご利用いただけない店舗があります）

取得方法は12月号で詳しく説明します



屋根のお悩みご相談ください!!

屋根張替工事

雨漏り・すが漏り修理
雨樋・雪止金具取付など

お見積無料
地元一筋
70年

有料広告

田中板金工業所

幕別町札内中央町394-3
まずはお電話を(0155) 56-2218
FAX (0155) 56-3959
E-mail: tanakaroofworks@gmail.com

ウイズT&C

保険のことならなんでもご相談ください。
自動車保険、生命保険、医療保険等

ウイズT&C株式会社

札内桜町136番地30-4 ☎0155-28-7700

保険のウイズと一緒に働きませんか？
保険の仕事に興味のある方募集中です。

QRコード

健康はお口から！

～11月8日は「いい歯の日」です～ 成人歯科健診を受けましょう

お口の中が汚れていると、免疫力が低下して感染症にかかりやすくなるほか、脳や心臓、肺など全身の健康にも影響が及ぶことが分かっています。また、歯でしっかり噛めることは、脳の活性化や免疫力・運動機能の低下防止に役立ちます。

大切な歯を守り、ずっと元気でいるために、定期的なチェック＆ケアを受けましょう！

- ◆対象 町内に住所を有する20歳以上の方（妊婦の場合、年齢下限はありません）
※令和7年3月31日時点の年齢です。
- ◆自己負担 20～69歳および妊婦の方 900円 70歳以上の方 300円
- ◆健診内容 虫歯・歯石・歯肉炎の有無などをチェックのうえ、個人に合った歯科指導を行います。
- ◆受診方法 ①希望の歯科医院に電話で予約をする（高橋歯科小児歯科クリニックのみ直接受診）
②住所・年齢を証明できるもの（保険証など）を持って受診する
- ◆実施場所



地区	医院名	住所	電話番号	予約方法
幕別地区	まくべつ本町歯科	本町 79- 3	☎66-8888	電話
札内地区	大内歯科医院	札内豊町 25-10	☎56-5223	
	河原歯科クリニック	札内西町 95-13	☎23-8148	
	國安歯科医院	札内青葉町 16-10	☎56-6555	
	杉村歯科医院	札内みずほ町 143-66	☎56-6020	直接受診
	高橋歯科小児歯科クリニック	札内北町 21-18	☎56-7377	
	ふみの木歯科クリニック	札内青葉町 308-23	☎67-8587	電話
	みずほ通り歯科クリニック	札内共栄町 16-3	☎22-3118	
	村松歯科医院	札内泉町 76-1	☎56-3600	
忠類地区	忠類歯科診療所	忠類錦町 439-1	☎8-2443	

◆問い合わせ先 保健課健康推進係（☎54-3811）

令和7年からの

「選挙投票区の見直し」を検討しています

幕別町選挙管理委員会では、現在の23投票区となって18年が経過し、選挙をめぐる制度や社会情勢が変化していることから、投票区の再編を検討しています。

全ての有権者にとって、より投票しやすい環境を整えるとともに、この先20年で約15%減という本町の人口推計を踏まえ、20年後を見据えた投票区および投票所の再編を行い、公正で円滑な選挙事務の執行を目指したいと考えています。10月号では、現在検討中の投票区再編案を掲載しました。

今月号は、投票区の見直しに併せて実施を検討している「移動支援」の3つの取り組みについてお伝えします。

投票区再編案

現在の23の投票区を11の投票区に再編統合します。

23



11

◆再編の考え方

小学校区を基本とし、有権者数（約4,000人）、当日の投票者数（約1,500人）、投票所施設の規模等を考慮して総合的に判断するものです。

◆投票所までの移動支援策について

検討案
1

コミュニティバスの臨時運行と運賃の無償化

現在、期日前投票期間中に実施しているコミュニティバスの休日の臨時運行と運賃の無償化を、投票日当日にも拡大

区分	移動手段	
	市街地区	農村地区
1 徒歩、自家用車等で移動が可能な方	徒歩、自家用車等	
2 自家用車での移動が困難な方	①コミュニティバス臨時運行と運賃無償化 投票日当日に拡大	《統廃合した9つの投票区・忠類地区》 ②期日指定乗合型巡回車
3 公共交通機関の利用が困難で、他に移動手段の無い方	③外出支援サービス 選挙利用分拡大	

検討案
2

期日指定乗合型巡回車の運行

期日前投票期間中、統廃合した農村地区の旧投票区および忠類地区を対象に「期日指定乗合型巡回車」を運行

＜事業の内容＞

事前予約による公用車での無料送迎（自宅と期日前投票所間の送迎）

＜対象地域＞

現在の第5投票区（猿別近隣センター）、第6投票区（相川西近隣センター）、第7投票区（千住西ふれあい交流館）、第8投票区（稲志別近隣センター）、第17投票区（日新近隣センター）、第18投票区（古舞近隣センター）、第19投票区（新和近隣センター）、第21投票区（明倫近隣センター）、第22投票区（駒島公民館）、第23投票区（忠類コミュニティセンター）

＜対象者＞

対象地域の選挙人名簿に登録されている65歳以上の方で、自動車運転免許を持っていない方

検討案
3

「外出支援サービス」の選挙での利用拡大

期日前投票期間（平日のみ）中、公共交通機関の利用が困難で他に移動手段のない方に対して、これまでの「外出支援サービス」（利用回数の上限（2カ月5回、1カ月につき3回まで））を別枠で利用することとします。（事前申請必要）

問選挙管理委員会事務局（☎54-5400）

言葉を通して知るアイヌ文化 20

文・写真：阪口 諒（さかぐち りょう）
問生涯学習課 学芸員（☎54-2006）



▲儀式の様子
シントコ（左手前）とイクパスイの載ったトゥキ（右手前）。奥にイナウが立つ。

漆器は儀式時のお酒の容器や食器として、また日常の食器としても使われました。霊力を持つ宝物とされ、宝物が多ければ多いほど自分を守ってくれる存在が増えるので、大切にされてきました。

漆器はアイヌ民族が作ったものではなく、和人との交易や漁場での労働で手に入れたものですが、アイヌ民族は和人の使い方とは異なる使い方をしました。例えば、シントコ（行器）を和人は食物を持ち運ぶ容器として使いましたが、アイヌ民族はお酒や貴重品を入れる容器として使いました。また、トゥキ（盃）はお碗を天目台の上に載せたものですが、この組み合わせはアイヌ民族独自のものです。そしてトゥキの上には自分たちで作った祭具イクパスイ（捧酒器）を置きます。

漆器は大切に扱われてきましたが、神様たちと人間をつなぐ最も大切な道具はイナウ（木幣）、イクパスイといったアイヌ民族が自分たちで作った祭具です。イクパスイは人間の祈りことばの足りないところを補って神様に伝えます。イナウは木を削って御幣状の形にしたもので、神様たちが最も喜ぶ贈り物であるだけでなく、人間の祈りや捧げものを神様に送り届ける働きもします。

漆器



自転車の危険な運転の罰則が強化されます！

11月1日から、自転車の「ながら運転」(運転中における携帯電話等の使用)および「酒気帯び運転」に罰則が適用されます。危険な運転は絶対にやめましょう。

◆「ながら運転」の罰則規定

- ・携帯電話などを手に持って、通話のために使用しながら運転した場合
 - ・携帯電話などを手に持って、画面を見続けながら運転した場合
 - ・「ながら運転」をして、交通事故などの交通の危険を生じさせた場合
- 罰則** 6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金(新設)
- 罰則** 1年以下の懲役または30万円以下の罰金(新設)

◆「酒気帯び運転」にも罰則が適用されます

- 罰則** 3年以下の懲役または50万円以下の罰金(新設)
- ※自転車の飲酒運転は、従来「酒酔い運転」に限り罰則が適用
- 酒酔い運転の罰則**
- 5年以下の懲役または100万円以下の罰金(変更なし)

◆飲酒運転周辺者の車両に「自転車」が含まれます

車両提供罪：酒気帯び運転をするおそれのある人に車両(自転車以外の軽車両を除く)を提供した場合	罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類提供罪：酒気帯び運転をするおそれのある人に酒類を提供した場合、または飲酒をすすめた場合	罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金
同乗罪：運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送するよう要求依頼して車両(自転車以外の軽車両を除く)に同乗した場合	罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

問 防災環境課交通防犯係(☎54-6601)

～11月は児童虐待防止推進月間です～ 子どもを虐待から守りましょう

親権者などからの体罰は
禁止されています

令和6年度 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン標語
「189(いちはやく) 気づいてあげて そのサイン」

●児童虐待とは…

親または親に代わる保護者が、子どもの身体や心を傷つけたり、きちんとした養育を行わないことです。児童虐待は、子どもの心身の成長と人格形成に重大な影響を与えるため、早期に発見し対応することが重要です。

▶身体的虐待

殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外に閉め出す など

▶ネグレクト(養育の放棄・怠慢)

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振るうことなどを放置する など

▶心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV) など

▶性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

知っていますか？

子どもの権利に関する条例 ～すべての子どもは、幸せになる権利が保障されています～

幕別町は、平成22年7月に「幕別町子どもの権利に関する条例」を施行しました。

子どもは、生まれながらにして一人ひとりが、かけがえのない存在として、多くの人から守られ尊重されています。両親やきょうだい、親戚、学校の先生、地域の人々が一緒になって、子どもが幸せになるまちを創っていきましょう。理念を、まちの法律ともいえる条例として定めたものです。

子どもは、自分の意思が誠実に受け止められることで、自分が大切にされていることを実感するとともに、自分と同じように他の人に対しても大切にすることを学び、互いの権利を尊重し合う心を身に付けることができます。

▶安心して生きる権利

子どもは、大人から愛情をもって育てられ、虐待や暴力、犯罪から守られ、安全な環境のなかで暮らすことができます。どんな理由であっても、いじめや差別などで心や体を傷つけられることは、あってはならないことです。

▶豊かに育つ権利

子どもは、学んだり、遊んだり、いろいろな自然や文化、芸術やスポーツに親しむことで、年齢や発達に応じたいろいろな体験をし、豊かに育つことができます。そのために、成長に必要な情報から知識を学ぶとともに、まわりの大人からのアドバイスや助けを受けることが大切です。

▶自分らしく生きる権利

子どもは、自分の考えや気持ちを表すことにより、個性や違いが認められ、プライバシーや名誉が守られることにより、かけがえのない自分を大切にすることができます。

▶主体的に参加する権利

子どもは、自分の意見を言うことができ、その意見が大切にされ、社会に参加することができます。また、いろいろな活動に参加するために必要な情報や支援を受けることができます。

◆ まちの子どもたちの健やかな育ちを支えるため、みなさんの理解と協力をお願いします。

◆ この条例の規定の全文や解説は、町ホームページに掲載しています。



いやなことがあったり、
こまったりしたときは相談してみませんか？

図書館・子育て支援センター・町立保育所等で 「子どもの権利」を特集します

11月は、図書館と子育て支援センター、認定こども園、町立保育所の全施設で、「子どもの権利」に関する本の展示を行っています。図書館では、貸し出しも行っていますので、期間中にぜひお立ち寄りください。

▶特集期間 11月1日(金)～30日(土)

問 本についての詳細は、図書館本館まで(☎54-4488)

相談場所	相談先	相談時間
子どもカウンセラー(まっく・ざ・まっく)	☎56-7821	月曜～金曜 午前10時～午後4時
	☎56-8141	上記以外の曜日、時間
スクールカウンセラー(各小・中学校)	各小・中学校	都合に応じて相談の上、決定します。
	☎54-2006(教育委員会)	
子どもの人権110番(法務局)	☎0120-007-110	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

問 こども課こども支援係(☎54-6621)

●しつけについて

しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長に悪影響を及ぼす可能性があります。次のポイントを心掛けながら、子どもと向き合いきましょう。

- ・子育てに体罰や暴言を使わない
- ・子どもが親に恐怖心を持つと、SOSを伝えられない
- ・爆発寸前のイライラをクールダウン
- ・親自身がSOSを出そう
- ・子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援

●虐待かも？と思ったら

児童相談所や役場の関係機関に連絡・相談ください。連絡は匿名で行うことができ、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

あなたの気づきが子どもを守り、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

- ▶児童相談所全国共通ダイヤル(☎189(いちはやく))
- ※お近くの児童相談所につながる全国共通の電話番号です。
- ▶帯広児童相談所(☎22-5100 FAX☎22-5106)
- ▶子ども家庭総合支援拠点(こども課)(☎54-6621 FAX☎55-3008 ㊚kodomoka@town.makubetsu.lg.jp)